

各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱

(平成21年3月30日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市耐震改修促進計画に基づき、各務原市（以下「市」という。）が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日）に基づき、岐阜県が主催し、又は指定する相談士養成講習を修了した者の中から岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づいて相談士が実施する耐震診断であり、当該耐震診断に基づく概算の耐震補強工事費に関する情報提供を含むものをいう。

(対象)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、市内に存する旧基準木造住宅とする。

- 2 耐震診断を受けることができる者は、前項に規定する建築物の所有者及び特段の理由により所有者が実施できない場合に市長が適当と認める者で、市税を滞納していないもの（以下「所有者等」という。）とする。

(事業内容)

第4条 市長は、所有者等の申請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

- 2 前項の耐震診断に係る所有者等の負担する費用は、無料とする。

(申込手続)

第5条 前条第1項の規定による耐震診断を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に建防協が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットに基づく自己診断を行い、その結果を記載した当該パンフレットを添えて、耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(相談士の派遣の決定)

第6条 市長は、前条に規定する耐震診断申込書を受理したときは、その内容について審査し、適当であると認めたときは、耐震診断決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により審査した結果、不適當と認めたときは、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により耐震診断の実施の決定をした者（以下「派遣決定者」という。）に対し、相談士を派遣するものとする。

(申込書の変更等)

第7条 派遣決定者は、第5条の規定による耐震診断申込書の内容を変更し、又は中止しようとするときは、耐震診断変更・中止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(診断結果の報告)

第8条 相談士は、耐震診断の結果を派遣決定者及び市長に報告するものとする。

(診断決定の取り消し)

第9条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により耐震診断の決定を受けたとき。
- (2) 相談士が耐震診断を実施した際に、対象建築物でないことが判明したとき。
- (3) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項各号の規定により決定を取り消したときは、派遣決定者に対し耐震診断取消通知書（様式第4号）により通知を行うものとする。

(適用除外)

第10条 既にこの要綱に基づき耐震診断を受けた住宅又は自ら耐震診断を実施するにあたり費用の一部に市の補助を受けている住宅については、この要綱に基づく相談士の派遣を申し込むことはできないものとする。ただし、市長が相当な理由があ

ると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月30日決裁）

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月8日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

(宛先) 各務原市長

申請者

住所 (〒 —)

フリガナ

氏名 印

電話番号 () —

耐震診断申込書

各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

住宅の所有者氏名	
住宅の所在地	(〒 —) 各務原市
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅
建築(着工)年月	年 月
昭和56年6月以降の増築	あり(増築年 ・ 年 月) ・ なし
階数	階建て
延べ面積	m ² 又は 坪
(併用住宅のとき)	住宅以外の面積 m ² 又は 坪
「誰でもできるわが家の耐震診断」の評点合計	点
※ 自己診断結果を記入した「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットを添付してください。	
※ 「建築時期の分かる書類」の写しを添付してください。 (固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等)	
※ 納税証明書	
※ 特段の理由により所有者が実施できない場合は、所有者との関係が分かる書類と、所有者の同意書(様式任意)を添付してください。	
相談士へのメモ (連絡方法・時間帯など)	

※ 注 不要な箇所は、——で抹消してください。

※ 注 添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

第 年 月 日
号

様

各務原市長

印

耐震診断決定通知書

年 月 日付けで提出のありました下記の住宅に関する耐震診断申込書を審査したところ、適当と認められましたので、各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条第1項に基づき通知します。

記

- 1 住宅の所在地 各務原市
- 2 住宅の種類 専用住宅 ・ 併用住宅
- 3 その他

※ 注 不要な箇所は、＝で抹消してください。

(宛先) 各務原市長

申請者

住所

氏名

印

電話番号 () ー

耐震診断変更・中止届出書

年 月 日付けで決定の通知を受けた耐震診断について、下記の事項を変更(中止) しますので、各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条に基づき届け出ます。

記

住宅の所在地	各務原市
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅
建築(着工)年月	年 月
変更事項	

※ 注 不要な箇所は、＝で抹消してください。

第 年 月 日 号

様

各務原市長

印

耐震診断取消通知書

年 月 日付けで決定の通知をしました下記の住宅に関する耐震診断について、各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条第2項に基づき、決定通知の取消しを行ったことを通知します。

記

- 1 住宅の所在地 各務原市
- 2 住宅の種類 専用住宅 ・ 併用住宅
- 3 取消理由

※ 注 不要な箇所は、——で抹消してください。